

委員会提出議案第1号

橋本市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成28年7月1日 提出

提出者 議会運営委員会

委員長 岡 弘 悟

橋本市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

橋本市議会議員政治倫理条例（平成 27 年橋本市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(目的) 第 1 条 この条例は、<u>橋本市議会議員（以下「議員」という。）の政治倫理に関する基本となる事項を定めることにより、議員の政治倫理の確立を図り、もって公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。</u></p>	<p>(目的) 第 1 条 この条例は、<u>橋本市議会基本条例第 15 条の規定に基づき、議員の政治倫理に関する事項を定めるものであり、もって議員として公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。